

訪問看護重要事項説明書

<令和7年 7月 1日現在>

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社 やすらぎの家
代表者名	丹上 幸子
所在地・連絡先	(所在地) 京都府長岡京市うぐいす台172-21 (電話) 075-951-0143 (FAX) 同上

2 事業所の概要

（1）事業所名称及び事業所番号

事業所名	訪問看護ステーション やすらぎの家
所在地・連絡先	(所在地) 京都府長岡京市緑が丘25-7 (電話) 075-959-0833 (FAX) 075-959-0834
事業所番号	2663090096
管理者の氏名	丹上 幸子

（2）事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分				職務の内容等	
		常勤(人)		非常勤(人)			
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1	1				訪問看護師兼務 業務管理、安全管理他	
看護職員(看護)	8	6			2	健康チェック、薬の管理、予防ケア、生活支援、家族ケア他	
作業療法士	1				1	健康チェック、在宅でのリハビリ、ご家族ケア、家屋環境調整他	

（3）通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	大山崎町、長岡京市、向日市、八幡市、西京区の一部（洛西ニュータウン（9号線より南、善峰川より北、中山向日線より東、大山崎大江線・灰方中山線より西）桂）
------------	---

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・営業時間等

営業日	平日・土曜日
営業時間	9:00~18:00

※ 営業しない日： 日曜日・12月29日～1月3日

必要に応じて訪問します

サービス提供日	月曜日から土曜日までとする
サービス提供時間	9:00~17:30

24時間体制を取っておりますので、緊急時などは、時間外でも訪問いたします。

3 サービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容・手順等
1 訪問看護計画の作成	主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
2 訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状、障害の観察、健康相談 ② 日常生活の看護 ③ 医師の指示による医療処置 ④ ターミナルケア ⑤ 認知症の看護 ⑥ 精神的支援をはじめ総合的な看護 ⑦ 精神疾患の看護 ⑧ その他

■ 訪問看護計画の作成及び評価等

担当の看護職員等が、主治医の指示に基づき、利用者の直面している課題等を把握し、利用者の希望を踏まえて、訪問看護計画を作成します。

また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を利用者に説明のうえ交付します。

4 費 用

自立支援適応でご本人の支払いがある場合はその支払い上限から、病院、薬局での支払いの差額をお支払いいただきます。医療保険の場合保険証の負担割合に合わせて負担いただきます。難病の方や重症老人の方など自身の負担が無い方は証明書の提示をお願いいたします

<p>●医療保険 訪問看護療養費(精神科以外)</p> <p>1 訪問看護基本療養費(Ⅰ)</p> <p>イ 保健師,助産師,看護師(ハを除く)</p> <table> <tr><td>(1)週 3 日目まで</td><td>5,550 円</td></tr> <tr><td>(2)週 4 日目以降</td><td>6,550 円</td></tr> </table> <p>□ 准看護師</p> <table> <tr><td>(1)週 3 日目まで</td><td>5,050 円</td></tr> <tr><td>(2)週 4 日目以降</td><td>6,050 円</td></tr> </table> <p>ハ 悪性腫瘍利用者の緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師(管理療養費なし) 12,850 円</p> <p>二 理学療法士,作業療法士,言語聴覚士</p> <table> <tr><td>(1)週 3 日目まで</td><td>5,550 円</td></tr> <tr><td>(2)週 4 日目以降</td><td>5,550 円</td></tr> </table> <p>2 訪問看護基本療養費(Ⅱ) 同一建物居住者で同一日複数者</p> <p>イ 保健師,助産師, 看護師(ハを除く)</p> <table> <tr><td>2 人 週 3 日目まで</td><td>5,550 円</td></tr> <tr><td> 週 4 日目以降</td><td>6,550 円</td></tr> <tr><td>3 人 週 3 日目まで</td><td>2,780 円</td></tr> <tr><td> 週 4 日目以降</td><td>3,280 円</td></tr> </table> <p>□ 准看護師</p> <table> <tr><td>2 人 週 3 日目まで</td><td>5,050 円</td></tr> <tr><td> 週 4 日目以降</td><td>6,050 円</td></tr> <tr><td>3 人 週 3 日目まで</td><td>2,530 円</td></tr> <tr><td> 週 4 日目以降</td><td>3,030 円</td></tr> </table> <p>ハ 悪性腫瘍利用者の緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師(管理療養費なし) 12,850 円</p> <p>二 理学療法士,作業療法士,言語聴覚士</p> <table> <tr><td>(1)同一日に 2 人</td><td>5,550 円</td></tr> <tr><td>(2)同一日に 3 人以上</td><td>2,780 円</td></tr> </table> <p>3 訪問看護基本療養費 (Ⅲ) 外泊中の訪問看護 (管理療養費なし) 8,500 円</p> <p>○緊急訪問看護加算 (診療所、在宅療養支援病院の指示) 14 日／月まで 2,650 円 15 日目以降 2,000 円</p> <p>○難病等複数回訪問加算 イ 1 日に 2 回の場合</p> <table> <tr><td>(1)同一建物内 1 人又は 2 人</td><td>4,500 円</td></tr> <tr><td>(2)同一建物内 3 人以上</td><td>4,000 円</td></tr> </table> <p>□ 1 日に 3 回以上の場合</p> <table> <tr><td>(1)同一建物内 1 人又は 2 人</td><td>8,000 円</td></tr> <tr><td>(2)同一建物内 3 人以上</td><td>7,200 円</td></tr> </table> <p>○長時間訪問看護加算 (90 分を超える訪問看護:週 1 日、別に厚生労働大臣が定める場合:週 3 回) 5,200 円</p> <p>○訪問看護医療 DX 情報活用加算 月 1 回 50 円</p> <p>○訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)月初日 1 回 780 円</p>	(1)週 3 日目まで	5,550 円	(2)週 4 日目以降	6,550 円	(1)週 3 日目まで	5,050 円	(2)週 4 日目以降	6,050 円	(1)週 3 日目まで	5,550 円	(2)週 4 日目以降	5,550 円	2 人 週 3 日目まで	5,550 円	週 4 日目以降	6,550 円	3 人 週 3 日目まで	2,780 円	週 4 日目以降	3,280 円	2 人 週 3 日目まで	5,050 円	週 4 日目以降	6,050 円	3 人 週 3 日目まで	2,530 円	週 4 日目以降	3,030 円	(1)同一日に 2 人	5,550 円	(2)同一日に 3 人以上	2,780 円	(1)同一建物内 1 人又は 2 人	4,500 円	(2)同一建物内 3 人以上	4,000 円	(1)同一建物内 1 人又は 2 人	8,000 円	(2)同一建物内 3 人以上	7,200 円	<p>●医療保険 精神科訪問看護療養費</p> <p>1 精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)</p> <p>イ 保健師,看護師又は作業療法士</p> <table> <tr><td>(1)週 3 日目まで 30 分以上</td><td>5,550 円</td></tr> <tr><td>(2)週 3 日目まで 30 分未満</td><td>4,250 円</td></tr> <tr><td>(3)週 4 日目以降 30 分以上</td><td>6,550 円</td></tr> <tr><td>(4)週 4 日目以降 30 分未満</td><td>5,100 円</td></tr> </table> <p>□ 准看護師</p> <table> <tr><td>(1)週 3 日目まで 30 分以上</td><td>5,050 円</td></tr> <tr><td>(2)週 3 日目まで 30 分未満</td><td>3,870 円</td></tr> <tr><td>(3)週 4 日目以降 30 分以上</td><td>6,050 円</td></tr> <tr><td>(4)週 4 日目以降 30 分未満</td><td>4,720 円</td></tr> </table> <p>2 精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)</p> <p>イ 保健師,看護師又は作業療法士</p> <table> <tr><td>(1)同一日に 2 人</td><td></td></tr> <tr><td> ①週 3 日目まで 30 分以上</td><td>5,550 円</td></tr> <tr><td> ②週 3 日目まで 30 分未満</td><td>4,250 円</td></tr> <tr><td> ③週 4 日目以降 30 分以上</td><td>6,550 円</td></tr> <tr><td> ④週 4 日目以降 30 分未満</td><td>5,100 円</td></tr> <tr><td>(2)同一日に 3 人以上</td><td></td></tr> <tr><td> ①週 3 日目まで 30 分以上</td><td>2,780 円</td></tr> <tr><td> ②週 3 日目まで 30 分未満</td><td>2,130 円</td></tr> <tr><td> ③週 4 日目以降 30 分以上</td><td>3,280 円</td></tr> <tr><td> ④週 4 日目以降 30 分未満</td><td>2,550 円</td></tr> </table> <p>□ 准看護師</p> <table> <tr><td>(1)同一日に 2 人</td><td></td></tr> <tr><td> ①週 3 日目まで 30 分以上</td><td>5,050 円</td></tr> <tr><td> ②週 3 日目まで 30 分未満</td><td>3,870 円</td></tr> <tr><td> ③週 4 日目以降 30 分以上</td><td>6,050 円</td></tr> <tr><td> ④週 4 日目以降 30 分未満</td><td>4,720 円</td></tr> <tr><td>(2)同一日に 3 人以上</td><td></td></tr> <tr><td> ①週 3 日目まで 30 分以上</td><td>2,530 円</td></tr> <tr><td> ②週 3 日目まで 30 分未満</td><td>1,940 円</td></tr> <tr><td> ③週 4 日目以降 30 分以上</td><td>3,030 円</td></tr> <tr><td> ④週 4 日目以降 30 分未満</td><td>2,360 円</td></tr> </table> <p>3 精神科訪問看護基本療養費 (Ⅳ) 8,500 円 外泊中の訪問看護 1 回 (特別管理加算や厚生労働大臣が定める疾病等の場合は 2 回)</p> <p>○精神科緊急訪問加算 (診療所、在宅療養支援病院の指示) 14 日／月まで 2,650 円 15 日目以降 2,000 円</p> <p>○精神科複数回訪問加算 イ 1 日に 2 回の場合</p> <table> <tr><td>(1)同一建物内 1 人又は 2 人</td><td>4,500 円</td></tr> <tr><td>(2)同一建物内 3 人以上</td><td>4,000 円</td></tr> </table> <p>□ 1 日に 3 回以上の場合</p> <table> <tr><td>(1)同一建物内 1 人又は 2 人</td><td>8,000 円</td></tr> <tr><td>(2)同一建物内 3 人以上</td><td>7,200 円</td></tr> </table> <p>○長時間精神科訪問看護加算 (90 分を超える看護:週 1 日、別に厚生労働大臣が定める場合:週 3 回) 5,200 円</p> <p>○訪問看護医療 DX 情報活用加算 月 1 回 50 円</p> <p>○訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)月初日 1 回 780 円</p>	(1)週 3 日目まで 30 分以上	5,550 円	(2)週 3 日目まで 30 分未満	4,250 円	(3)週 4 日目以降 30 分以上	6,550 円	(4)週 4 日目以降 30 分未満	5,100 円	(1)週 3 日目まで 30 分以上	5,050 円	(2)週 3 日目まで 30 分未満	3,870 円	(3)週 4 日目以降 30 分以上	6,050 円	(4)週 4 日目以降 30 分未満	4,720 円	(1)同一日に 2 人		①週 3 日目まで 30 分以上	5,550 円	②週 3 日目まで 30 分未満	4,250 円	③週 4 日目以降 30 分以上	6,550 円	④週 4 日目以降 30 分未満	5,100 円	(2)同一日に 3 人以上		①週 3 日目まで 30 分以上	2,780 円	②週 3 日目まで 30 分未満	2,130 円	③週 4 日目以降 30 分以上	3,280 円	④週 4 日目以降 30 分未満	2,550 円	(1)同一日に 2 人		①週 3 日目まで 30 分以上	5,050 円	②週 3 日目まで 30 分未満	3,870 円	③週 4 日目以降 30 分以上	6,050 円	④週 4 日目以降 30 分未満	4,720 円	(2)同一日に 3 人以上		①週 3 日目まで 30 分以上	2,530 円	②週 3 日目まで 30 分未満	1,940 円	③週 4 日目以降 30 分以上	3,030 円	④週 4 日目以降 30 分未満	2,360 円	(1)同一建物内 1 人又は 2 人	4,500 円	(2)同一建物内 3 人以上	4,000 円	(1)同一建物内 1 人又は 2 人	8,000 円	(2)同一建物内 3 人以上	7,200 円
(1)週 3 日目まで	5,550 円																																																																																																								
(2)週 4 日目以降	6,550 円																																																																																																								
(1)週 3 日目まで	5,050 円																																																																																																								
(2)週 4 日目以降	6,050 円																																																																																																								
(1)週 3 日目まで	5,550 円																																																																																																								
(2)週 4 日目以降	5,550 円																																																																																																								
2 人 週 3 日目まで	5,550 円																																																																																																								
週 4 日目以降	6,550 円																																																																																																								
3 人 週 3 日目まで	2,780 円																																																																																																								
週 4 日目以降	3,280 円																																																																																																								
2 人 週 3 日目まで	5,050 円																																																																																																								
週 4 日目以降	6,050 円																																																																																																								
3 人 週 3 日目まで	2,530 円																																																																																																								
週 4 日目以降	3,030 円																																																																																																								
(1)同一日に 2 人	5,550 円																																																																																																								
(2)同一日に 3 人以上	2,780 円																																																																																																								
(1)同一建物内 1 人又は 2 人	4,500 円																																																																																																								
(2)同一建物内 3 人以上	4,000 円																																																																																																								
(1)同一建物内 1 人又は 2 人	8,000 円																																																																																																								
(2)同一建物内 3 人以上	7,200 円																																																																																																								
(1)週 3 日目まで 30 分以上	5,550 円																																																																																																								
(2)週 3 日目まで 30 分未満	4,250 円																																																																																																								
(3)週 4 日目以降 30 分以上	6,550 円																																																																																																								
(4)週 4 日目以降 30 分未満	5,100 円																																																																																																								
(1)週 3 日目まで 30 分以上	5,050 円																																																																																																								
(2)週 3 日目まで 30 分未満	3,870 円																																																																																																								
(3)週 4 日目以降 30 分以上	6,050 円																																																																																																								
(4)週 4 日目以降 30 分未満	4,720 円																																																																																																								
(1)同一日に 2 人																																																																																																									
①週 3 日目まで 30 分以上	5,550 円																																																																																																								
②週 3 日目まで 30 分未満	4,250 円																																																																																																								
③週 4 日目以降 30 分以上	6,550 円																																																																																																								
④週 4 日目以降 30 分未満	5,100 円																																																																																																								
(2)同一日に 3 人以上																																																																																																									
①週 3 日目まで 30 分以上	2,780 円																																																																																																								
②週 3 日目まで 30 分未満	2,130 円																																																																																																								
③週 4 日目以降 30 分以上	3,280 円																																																																																																								
④週 4 日目以降 30 分未満	2,550 円																																																																																																								
(1)同一日に 2 人																																																																																																									
①週 3 日目まで 30 分以上	5,050 円																																																																																																								
②週 3 日目まで 30 分未満	3,870 円																																																																																																								
③週 4 日目以降 30 分以上	6,050 円																																																																																																								
④週 4 日目以降 30 分未満	4,720 円																																																																																																								
(2)同一日に 3 人以上																																																																																																									
①週 3 日目まで 30 分以上	2,530 円																																																																																																								
②週 3 日目まで 30 分未満	1,940 円																																																																																																								
③週 4 日目以降 30 分以上	3,030 円																																																																																																								
④週 4 日目以降 30 分未満	2,360 円																																																																																																								
(1)同一建物内 1 人又は 2 人	4,500 円																																																																																																								
(2)同一建物内 3 人以上	4,000 円																																																																																																								
(1)同一建物内 1 人又は 2 人	8,000 円																																																																																																								
(2)同一建物内 3 人以上	7,200 円																																																																																																								

<p>○複数名訪問看護加算(1人以上の看護職員との同行)</p> <p>イ 他の看護師等(准看護師を除く)と同時に実施</p> <p>(1)同一建物内 1人又は2人 4,500円</p> <p>(2)同一建物内 3人以上 4,000円</p> <p>□ 他の准看護師と同時に実施</p> <p>(1)同一建物内 1人又は2人 3,800円</p> <p>(2)同一建物内 3人以上 3,400円</p> <p>ハ 他の看護補助者と同時に実施</p> <p>(別に厚生労働大臣が定める場合を除く)</p> <p>(1)同一建物内 1人又は2人 3,000円</p> <p>(2)同一建物内 3人以上 2,700円</p> <p>二 他の看護補助者と同時に実施</p> <p>(別に厚生労働大臣が定める場合に限る)</p> <p>(1)1日に1回の場合</p> <p>①同一建物内 1人又は2人 3,000円</p> <p>③同一建物内 3人以上 2,700円</p> <p>(2)1日に2回の場合</p> <p>①同一建物内 1人又は2人 6,000円</p> <p>②同一建物内 3人以上 5,400円</p> <p>(3)1日に3回以上の場合</p> <p>①同一建物内 1人又は2人 10,000円</p> <p>②同一建物内 3人以上 9,000円</p> <p>○夜間・早朝訪問看護加算 2,100円</p> <p>深夜訪問看護加算 4,200円</p>	<p>○複数名精神科訪問看護加算(30分未満を除く)</p> <p>イ 他の看護師等(准看護師を除く)と同時に実施</p> <p>(1)1日に1回の場合</p> <p>①同一建物内 1人又は2人 4,500円</p> <p>②同一建物内 3人以上 4,000円</p> <p>(2)1日に2回の場合</p> <p>①同一建物内 1人又は2人 9,000円</p> <p>②同一建物内 3人以上 8,100円</p> <p>(3)1日に3回以上の場合</p> <p>①同一建物内 1人又は2人 14,500円</p> <p>□ 他の准看護師と同時に実施</p> <p>(1)1日に1回の場合</p> <p>①同一建物内 1人又は2人 3,800円</p> <p>③同一建物内 3人以上 3,400円</p> <p>(2)1日に2回の場合</p> <p>①同一建物内 1人又は2人 7,600円</p> <p>②同一建物内 3人以上 6,800円</p> <p>(3)1日に3回以上の場合</p> <p>①同一建物内 1人又は2人 12,400円</p> <p>②同一建物内 3人以上 11,200円</p> <p>ハ 他の看護補助者又は精神保健福祉士と同時に実施</p> <p>(1)同一建物内 1人又は2人 3,000円</p> <p>(2)同一建物内 3人以上 2,700円</p> <p>○夜間・早朝訪問看護加算 2,100円</p> <p>深夜訪問看護加算 4,200円</p>
+	+
<p>訪問看護管理療養費</p> <p>1月の初日の訪問の場合</p> <p>イ 機能強化型訪問看護管理療養費 1 13,230円</p> <p>□ 機能強化型訪問看護管理療養費 2 10,030円</p> <p>ハ 機能強化型訪問看護管理療養費 3 8,700円</p> <p>ニ イからハまで以外の場合 7,670円</p> <p>2 2日目以降 3,000円</p> <p>○24時間対応体制加算(1月につき) 6,520円</p> <p>○退院時共同指導加算 8,000円</p> <p>○特別管理指導加算 2,000円</p> <p>○退院支援指導加算(退院日) 6,000円</p> <p>○退院支援指導加算(退院日・長時間) 8,400円</p> <p>○在宅患者連携指導加算(月に1回) 3,000円</p> <p>○在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回) 2,000円</p> <p>○特別管理加算(1月につき)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅悪性腫瘍患者指導管理 5000円 ・在宅気管切開患者指導管理 ・気管カニューレを使用している状態 ・留置カテーテルを使用している状態 等 ・その他 2,500円 <p>○看護・介護職員連携強化加算 2,500円</p> <p>○専門管理加算イ(1月1回に限り) 2,500円</p> <p>○専門管理加算口(1月1回に限り) 2,500円</p> <p>+</p> <p>○訪問看護情報提供療養費(1月につき)</p> <p>1 訪問看護情報提供療養費 1(市区町村等) 1,500円</p> <p>2 訪問看護情報提供療養費 2(学校等) 1,500円</p> <p>3 訪問看護情報提供療養費 3(保険医療機関等) 1,500円</p> <p>+</p> <p>○訪問看護ターミナルケア療養費</p> <p>1 訪問看護ターミナルケア療養 1 25,000円</p> <p>2 訪問看護ターミナルケア療養 2 10,000円</p> <p>他の訪問看護ステーションにおいて算定している場合には算定不可</p> <p>3 訪問看護遠隔死亡診断補助加算 1,500円</p>	<p>訪問看護管理療養費</p> <p>1月の初日の訪問の場合</p> <p>イ 機能強化型訪問看護管理療養費 1 13,230円</p> <p>□ 機能強化型訪問看護管理療養費 2 10,030円</p> <p>ハ 機能強化型訪問看護管理療養費 3 8,700円</p> <p>ニ イからハまで以外の場合 7,670円</p> <p>2 2日目以降 3,000円</p> <p>○24時間対応体制加算(1月につき) 6,520円</p> <p>○退院時共同指導加算 8,000円</p> <p>○特別管理指導加算 2,000円</p> <p>○退院支援指導加算(退院日) 6,000円</p> <p>○在宅患者連携指導加算(月に1回) 3,000円</p> <p>○在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回) 2,000円</p> <p>○特別管理加算(1月につき)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅悪性腫瘍患者指導管理 ・在宅気管切開患者指導管理 ・気管カニューレを使用している状態 ・留置カテーテルを使用している状態 等 ・その他 2,500円 <p>○精神科重症患者支援管理連携加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科在宅患者支援管理料 2のイ 8,400円 ・精神科在宅患者支援管理料 2のロ 5,800円 <p>○看護・介護職員連携強化加算 2,500円</p> <p>+</p> <p>○訪問看護情報提供療養費(1月につき)</p> <p>1 訪問看護情報提供療養費 1(市区町村等) 1,500円</p> <p>2 訪問看護情報提供療養費 2(学校等) 1,500円</p> <p>3 訪問看護情報提供療養費 3(保険医療機関等) 1,500円</p> <p>+</p> <p>○訪問看護ターミナルケア療養費</p> <p>1 訪問看護ターミナルケア療養 1 25,000円</p> <p>2 訪問看護ターミナルケア療養 2 10,000円</p> <p>他の訪問看護ステーションにおいて算定している場合には算定不可</p>

■交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、交通費の実費が必要となります。

なお、自動車等を使用した場合は、次の交通費をいただきます。

通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 10 キロメートル未満	300 円
通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 10 キロメートル以上	500 円
通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 20 キロメートル以上	700 円

緊急時高速道路使用の時は高速料金を負担

公共交通機関を利用時は実費負担

■他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話、介護用品等の費用は、利用者の負担となります。

■利用の中止、変更、追加

- (1) 利用予定の前に、利用者の都合によりサービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。利用予定の前日午後 10 時までに、事業所に申し出てください。サービスの利用の変更、追加の申し出に対して事業所及び訪問看護師の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合他の利用可能期間又は日時を利用者に提供して協議します。
- (2) 訪問当日のキャンセル又は無断キャンセルの場合は 1 回分の訪問としてみなし、自己負担のある方は月末の利用料金請求時に合わせて請求させていただきます。

■利用料等のお支払方法

毎月、30 日までに当月分の請求をいたしますので、ゆうちょ銀行、京都銀行、京都信用金庫をご選択の上、翌月 15 日までにお振込み下さい。口座番号は改めてお伝えいたします。

現金支払い等のお支払いについては、ご相談下さい。

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

訪問看護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(2) 運営方針

1. 本事業所が実施する訪問看護は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
2. 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
3. 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
4. 訪問看護の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。
5. 訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
6. 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(厚生省令第37号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(3) その他

本事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

1. 従業員採用時研修：採用後1ヶ月以内
2. 従業員研修を年3回：医療安全、感染対策、訪問看護スキルアップなどの研修を行っています。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 提供したサービス内容等について、相談や苦情を受け付けるための窓口を下表のとおり設置します。

当事業所 相談窓口	窓口責任者 丹上 幸子 受付時間 9:00～17:30 連絡先 電話 075-959-0833 FAX 075-959-0834 面接（当事業所1階相談室） 苦情箱 事務所入り口に設置
長岡京市 障がい福祉課	受付時間・曜日：月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話番号：075-955-9710
大山崎町 福祉課社会福祉 障がい者福祉	受付時間・曜日：月曜日～金曜日 8:30～17:00 電話番号：075-956-2101
向日市 市民サービス部 障がい者支援課	受付時間・曜日：月曜日～金曜日 8:30～17:15 電話番号：075-874-2574
八幡市 障がい福祉課	受付時間・曜日：月曜日～金曜日 8:30～17:15 電話番号：075-983-2129
健康保険問い合わせ	受付時間・曜日：月曜日～金曜日 8:30～17:15 電話番号：075-256-8630

(2) 苦情処理の体制及び手順について

利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）

1. 本事業所は、苦情受付担当者を設置する。苦情受付担当者は管理者とする。

連絡先 やすらぎの家 電話 075-959-0833

2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

苦情受付担当者は、利用者やご家族等からの苦情を随時受け付ける。また、苦情受付担当者の不在時には、他の全ての職員が受け付けることができる。その場合、速やかに苦情受付担当者へ連絡し、状況を正確に報告する。

苦情受付担当者は、苦情受付に際し、誠意を尽くし話し合いに望む。また苦情の内容・希望等（何が、いつ、どこで、誰が、どのように）を「苦情受付・経過記録書」に記録し、その内容について申し出人に確認する（この際は、必ず2名以上の職員で対応する。）

「苦情受付・経過記録書」には受け付けた苦情・希望等の経過・解決結果を記録する。

その記録は、2年間は保存する。（厚生省令第39号37条第2項）

苦情受付担当者は申し出人に対し、提示・約束した改善事項の状況について、一定期間後に報告する。解決が難しい場合は国民健康保険団体連合会介護保険課へ依頼する。

3. その他参考事項

苦情になる前に対応できるよう日頃から「ひやりはっと」を職員全員で共有し、対応策を共有しておく。

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者、管理者等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

8 事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者様の緊急時連絡先（家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者、管理者に報告します。管理者は市町村及び京都府に報告を行います。

9 個人情報の保護及び秘密の保持について

1. 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。
2. 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

（秘密の保持）

1. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
2. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

10 サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の際には、健康保険証及び自立支援医療受給者証を提示してください。また、健康保険証及び自立支援医療受給者証に記載された内容に変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

■緊急時等連絡先

緊急時連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	()
	住 所	
	電話番号 (携帯電話)	

主治医	病院（診療所）名	
	所在地	
	氏 名	
	電話番号	

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 長岡京市うぐいす台172-21

事業者（法人）名 株式会社 やすらぎの家

事業所名 訪問看護ステーションやすらぎの家

事業所番号 2663090096

代表者 丹上 幸子 印

説明者 職名 看護師

氏名

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

令和 年 月 日

利用者（本人） 住所

氏名 印

代理人（署名・法廷） 住所

氏名 印

（続柄）